

7月の相談窓口	相談	日時	相談場所
7月の相談窓口	人権相談	人権擁護委員が、皆さまの基本的な人権の擁護などを推進します。直接、相談場所へお越しください。電話相談も受け付けています。▶問合せ=住民人権課(☎739-3402)	
		8日(月)	午後1時30分~4時 吉川支所
7月の相談窓口	生活人権相談	人権に関する問題や、配偶者、恋人からの暴力など、主に女性に対する問題などの相談をお受けします。▶問合せ=とよの人権地域協議会(☎743-3964)	
		毎週水・木・土曜日 毎週火・金曜日	午前9時~午後5時 西公民館 相談室 ふれあい文化センター
7月の相談窓口	ひとり親家庭などの相談(要申込み)	就労支援、子育て支援、養育費、離婚前などの相談を、大阪府母子自立支援員がお受けします。電話相談は随時お受けします。▶問合せ=福祉課(☎739-3420)▶申込み=池田子ども家庭センター生活福祉課(☎752-7948)	
		4日(木)	午前10時30分~午後3時 役場本庁
7月の相談窓口	障害者(福祉サービス)相談(要申込み)	▶問合せ=福祉課(☎739-3420)▶申込み=福祉相談くすのき(☎752-1831)	
		3日(水)	午後1時~4時 保健福祉センター
7月の相談窓口	高齢者こころの健康相談	物忘れ、受診しにくい、受診したがこれからどうしたらいいか迷っているなど、認知症について、専門医が本人や家族からの相談をお受けします。▶問合せ=包括支援センター(☎733-2800)	
		毎月第1火曜日(要予約)	午後2時~4時(1人30分程度) 包括支援センター
7月の相談窓口	行政相談(要申込み)	医療保険、年金、道路、社会福祉、雇用などの行政に関する問題について、行政相談員が公正中立の立場から、その解決や実現、制度の改善を促進します。▶問合せ・申込み=秘書政策課(☎739-3413)	
		相談日 1日(月) 22日(月)	申込み締切日 6月26日(水) 17日(水)
		午後2時~4時	役場本庁 吉川支所
7月の相談窓口	法律相談(要申込み)	多重債務、訪問販売などの消費者被害、離婚やDVなどの夫婦関係、児童虐待、遺産相続などの法的な事柄について、大阪弁護士会所属弁護士が相談をお受けします。▶問合せ・申込み=秘書政策課(☎739-3413)	
		相談日 2日(火) 16日(火)	申込み締切日 6月28日(金) 12日(金)
		午後1時~4時(1人30分)	吉川支所
7月の相談窓口	障害者雇用相談	就労支援コーディネーターが、就労支援相談をお受けします。▶問合せ・申込み=農林商工課(☎739-3424)	
		17日(水)	午後1時~5時 保健福祉センター
7月の相談窓口	教育相談	学習や進路・学校生活の悩み、進学資金など教育全般についての相談を、教育専門事がお受けします。電話相談も受け付けています。▶問合せ=西公民館 教育相談室(☎738-5399) または教育支援課(☎739-3427)	
		毎週水・金・第2土曜日 毎週火曜日 第4土曜日	午前9時~正午/午後1時~5時 西公民館 教育相談室 役場本庁(教育支援課) 中央公民館 教育相談室
7月の相談窓口	児童家庭相談	養護や育成、児童虐待に関することについて相談をお受けします。電話相談も受け付けています。▶問合せ=教育支援課(☎739-3427)	
		毎週月~金曜日	午前9時~午後5時 教育支援課 児童家庭相談窓口
7月の相談窓口		「心の相談」心の発達に関することについて、臨床心理士が相談をお受けします。▶問合せ=子育て支援センターすきっぷ(☎738-0255)	
		10日(水)	午前10時~午後4時 子育て支援センターすきっぷ

7月の相談窓口  
お気軽にご相談ください  
相談は全て無料です

特集  
案内一般  
健康・福祉  
安全・生活  
教育・子育て  
情報あれこれ

## たんぽぽメールに登録しましょう!



「たんぽぽメール」では、災害時の避難情報、近隣の主要道路の通行止めの情報をはじめ、子ども・防犯その他緊急情報、公共施設の情報などをメールで配信しています。皆さまも下記の登録方法を参考に、ぜひ登録してください!

【登録方法】…右の二次元バーコードを読み込む等して

tanpopo.toyono-town@raidan3.ktaiwork.jp へ空メールを送信

(※事前に「@town.toyono.osaka.jp」からのメールが受信できるよう設定を行ってください。)

⇒「仮登録完了」メールを受信し、画面の指示に従って本登録を行ってください

問=秘書政策課 ☎739-3413



## 生活人権相談をご利用ください

日常生活をおくっていくうえで起こるさまざまな事柄や人権上のお悩み、ひきこもりについてなど、お気軽に相談してください。些細なことと思わず、なんでもお尋ねください。

相談員があなたと一緒に考えて、悩みごとを解決するサポートをします。

☝来所での相談は 火・金曜日 ふれあい文化センター(野間口322番地の1)

水・木・土曜日 西公民館(光風台5丁目1番地の2)

※時間はいずれも午前9時~午後5時 ※12月29日~1月3日はお休みします。

※各施設の休館日は電話相談になります。

☎電話での相談は 火~土曜日 午前9時~午後5時 ☎743-3964 (とよの人権地域協議会)

問=住民人権課 ☎739-3402